

カーシェアサービス会員規約

カーシェアサービス会員規約（以下「会員規約」といいます。）は、九州電力株式会社（以下「当社」といいます。）が運営するカーシェアリングサービス（以下「本サービス」といいます。）を第1条に定める会員（以下「会員」といいます。）に対して提供する場合の基本的な契約条件を定めるものであり、会員は、第1条に定める規約等及び関連規則を遵守しなければならないものとします。なお、会員規約と規約等又は関連規則との間に相違があるときは、会員規約が優先して適用されるものとします。

第1条（定義）

会員規約において使用する用語は、以下の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「会員」とは、会員規約の内容を承諾の上、会員規約の定めに従って入会申込手続きを行い、当社がその入会を承認した個人をいいます。
- (2) 「カーシェア車両」とは、当社所定の保管場所（以下「ステーション」といいます。）に保管する電気自動車をいいます。
- (3) 「利用者 ID」とは、当社が会員に発行する ID 番号をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、規約等及び関連規則で定めるところにより、カーシェア車両を会員に対して貸し渡すカーシェアリングサービス及びその他当社が提供するサービスをいいます。
- (5) 「当社アプリ」とは、当社が会員に提供する本サービスを利用するためのアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (6) 「アプリ利用規約」とは、当社アプリの利用規約をいいます。
- (7) 「規約等」とは、会員規約に加えて、当社アプリ規約及び当社がカーシェア車両の利用について定める貸渡約款をいいます。
- (8) 「関連規則」とは当社が定めるご利用ガイド、マニュアル、その他遵守事項等をいいます。
- (9) 「ポイント等」とは、当社が会員に付与する本サービスにおいて利用可能なポイント、クーポン等をいいます。

第2条（入会）

1. 本サービスへの入会を希望する者は、当社アプリに所定の事項を入力する方法により、当社に対して入会の申込みを行うものとします。
2. 当社と入会申込者との間の会員に関する契約（以下「会員契約」といいます。）は、前項の申込みに対して当社が所定の審査を行い、これを承認した時（以下「入会日」といいます。）に成立するものとします。なお、当社は、入会を承認した時点で会員に利用者 ID を発行します。
3. 入会申込者による申込みを承認するかは当社の裁量によるものとし、入会申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社はその者の入会を承認しないことがあります。
 - (1) カーシェア車両の運転に必要な、日本国内で発行された運転免許証を有していないとき。
 - (2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。

- (3) 入会申込の際に入会申込者が決済手段として届けたクレジットカードがクレジット会社により無効扱いとされているとき、申込時において当該クレジットカードの利用が停止されているとき（利用限度額の超過等を含むがこれに限られない）、又は当社が指定したクレジット会社のものでないとき。
- (4) 過去に他社との間のレンタカー又はカーシェアリングシステムにかかる契約において、料金の未払いその他契約に違反する行為があったとき。
- (5) 過去に当社の規約等及び関連規則に違反したことがあるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びそれらの関係者、又はその他の反社会的組織に属しているとき。
- (7) その他当社が会員として不適格と判断したとき。

第3条（利用者 ID 等の管理責任）

- 1. 会員は、利用者 ID 及びパスワードを会員の注意義務をもって管理・使用するものとし、第三者に貸与又は譲渡することはできないものとします。
- 2. 会員の利用者 ID 及びパスワードが第三者に使用されたことで当該会員が被る損害について、当社は一切の責任を負わず、当該会員自身が責任を負うものとします。

第4条（会員情報の変更）

- 1. 会員は、第2条1項の届出事項に変更を生じた場合、ただちに当社に変更内容を通知するものとします。
- 2. 前項の届出を怠ったために会員が不利益を被ったとしても、会員は、当社に対して一切その責任を追究しないものとします。

第5条（会員の有効期限）

会員資格の有効期限は入会日より1年間とし、期間満了日までに当社所定の方法により退会の申し出がない場合は、会員契約は同一条件で1年間自動更新されるものとし、以降も同様とします。

第6条（会員の退会）

- 1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、いつでも退会し会員契約を終了することができるものとします。
- 2. 会員は、前項に基づき会員契約が終了する場合において、それまでに生じたアプリ利用規約及び貸渡約款に基づく利用料等（以下「利用料等」といいます。）の支払等の債務があるときは、ただちにそのすべてを履行することに同意するものとします。

第7条（会員契約の解除又は本サービスの一時停止）

- 1. 会員が、以下に定めるいずれかの事由に該当する場合、当社は会員に対し何らの通知催告を要せず、会員契約を解除し、又は会員契約を解除することなく会員に対し、当社が必要と認める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 規約等及び関連規則に違反したとき。
- (2) 利用料等、その他の費用の支払いを怠ったとき。
- (3) 当社への虚偽の申告、会員規約に定める報告の懈怠、遅延があったとき。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を使用させていたとき。
- (5) 脅迫的な言若しくは動暴力行為を行ったとき。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、偽計若しくは威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為を行ったとき。
- (7) 会員の指定したクレジットカード、又は金融機関の指定口座の利用が停止させられたとき。
- (8) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは担保権の実行の申立又は租税滞納処分を受けたとき。
- (9) 法律上の行為能力又は権利能力を喪失したとき。
- (10) 他の会員又は利用者等に著しい迷惑をかけたとき。
- (11) 当社を含むカーシェアリングサービス又はレンタカーサービスの利用に際し、複数回の事故歴又は重大な事故歴を有していることが明らかになったとき。
- (12) 会員情報又は利用者情報に変更があり、その変更により本サービス提供に支障があると当社が判断したとき。
- (13) ポイント等の売買をしたとき。
- (14) 会員が死亡又は行方不明となったとき、当社から会員に宛てた通知が届出の連絡先に到着しないとき、又は当社からの通知の受取を拒否したとき。
- (15) その他、本サービスの利用の継続が不適當であると当社が認めたとき。

2. 前項により当社が会員契約を解除する場合、会員は、当然に当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、ただちに全ての債務を一括して弁済しなければならないものとします。

第8条（ポイント等の付与）

1. 会員は、以下の行為により、ポイント等の付与を受けることができます。
 - (1) 会員契約の締結
 - (2) 当社所定のウェブサイト等における本サービスへのレビューの追加
 - (3) その他、当社が別途指定する行為
2. 会員は、ポイント等をカーシェア車両の利用料等の全部又は一部に充当して利用することができます。ポイント等の付与の対象サービス、付与率等の詳細については、当社アプリ上に掲載するものとします。なお、ポイント等の付与の可否、付与するポイント数、その他疑義が生じた場合、最終的な判断は当社が行うものとし、会員はこれに従うものとします。

第9条（本サービスの内容等の変更）

1. 当社は、会員への事前の通知、承諾なくして本サービスの諸条件、本サービスの内容、名称等を変更ことができ、会員はこれを承諾するものとします。この変更には、本サービスの諸条件、本サービスの内容、名称に関する全部又は一部の改廃等を含みます。

2. 前項に基づく変更については、当社アプリ上への掲載、電子メールの送信、書面の送付その他本サービスが適切と判断する方法により、当社が会員に通知するものとします。

第10条（会員規約等の変更）

1. 当社は、当社アプリでの表示その他当社が適切と認める方法により規約等及び関連規則の変更を会員に周知することにより、規約等及び関連規則の内容を変更することができるものとします。
2. 当社が当社アプリでの表示をもって規約等及び関連規則の変更を周知する場合には、当該表示の時点をもって変更の効力が生じるものとします。
3. 会員は、本規約の変更の効力発生後に当社アプリを利用した場合には、変更後の規約等及び関連細則に同意したものとみなされます。

第11条（本サービスの終了中断）

1. 本サービスは、当社の裁量により、事前の予告なく終了することがあります。その場合、会員契約は当然に終了するものとし、会員は、本サービスの終了によって会員に発生したいかなる損害についても、当社に対して一切責任を追及しないものとします。
2. 会員は、天災、事故、通信回線の障害、コンピュータの障害、システムの保守・点検作業その他当社の責に帰すことのできない事由に基づく遅滞、中断、中止、データの消失によって会員又は第三者に発生した損害について、当社に対して一切責任を追及しないものとします。
3. 当社は、システムの保守・点検及び工事、天災・事故等のやむを得ない事由その他当社が必要と判断した場合に、事前の予告なく本サービスを停止し、又は本サービスの内容の変更を行うことがあります。その場合、会員は当該停止又は内容の変更によって会員又は第三者に発生した損害について、当社に対して一切責任を追及しないものとします。

第12条（禁止事項）

会員が以下の行為を行った、又は見受けられた場合、当社は、当該会員又は全会員に対して、本サービスの提供を制限又は中止することがあります。

- (1) 会員の情報・データ等を改ざん、消去等する行為
- (2) 会員本人以外の名義で本サービスを利用する行為
- (3) 本サービス上の設備（当社が本サービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいいます。以下同様）に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与え、又はそのおそれのある行為
- (4) その他、当社が会員の行為として不適切と判断する行為

第13条（免責）

1. カーシェア車両の貸渡は、貸渡約款に従い、会員と当社との間で行われるものとします。カーシェア車両の貸渡の不能、カーシェア車両の使用及び返還上のトラブル、利用料等の支払いその他貸渡に際して会員と第三者との間にトラブルが生じた場合、当該トラブルは貸渡約款等に従って会員と

第三者との間で解決されるものとし、当社は当該トラブルによって会員又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、会員への事前の通知、承諾なくして、当社の裁量により、本サービスにかかる通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して会員が被った損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、善良なる管理者としての注意をもって本サービスを提供しますが、当社のウェブサイト、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等にコンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。

第14条（会員情報の取得と利用目的）

1. 当社は会員規約の締結にあたり、以下の個人情報を含む会員情報を取得します。
 - (1) 会員情報（氏名、住所、性別、生年月日、メールアドレス、電話番号、免許証番号、免許証取得年月日、免許証有効期限、免許証保有区分、契約者の緊急連絡先情報、支払い方法、クレジットカード情報）
 - (2) 端末位置情報（GPS 測位情報）
 - (3) 端末識別 ID（プッシュ通知を行うために必要となる端末を識別する ID）
 - (4) 当社アプリ通知用トークン（プッシュ通知を行うために必要となる端末を識別する認証キー）
 - (5) 当社のウェブサイト訪問時に通知される Cookie 情報
 - (6) 当社アプリの利用履歴情報
 - (7) 広告配信用識別子
 - (8) 本サービスの利用履歴（利用車種、利用時間、予約ステーション、走行ルート、利用料金プラン、お支払い料金）
 - (9) その他上記各号に関連する情報
2. 当社は、前項の会員情報を以下の利用目的のためのみ取得します。
 - (1) 本サービスの提供（当社が本サービス提供のために作成する貸渡原簿（貸渡原票）に記録することを含みますが、これに限られません。）
 - (2) 当社アプリにおける地図の表示
 - (3) 各種お知らせのプッシュ通知
 - (4) 会員の識別
 - (5) 本サービスの改善、不具合修正、データ分析
 - (6) イベント、キャンペーン実施の告知
 - (7) その他上記各号に関連する目的
3. 当社は、当社ウェブサイトにて定める個人情報の取扱い、規約等及び関連規則その他会員と当社の間の契約において、別段の定めがある場合には会員情報をこれら記載の利用目的範囲で利用することがあります。
4. 個人情報に関するお問い合わせは、以下までご連絡ください。
〒810-8720 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

第 15 条（遅延損害金）

会員は、規約等及び関連規則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し、支払期日の翌日から実際に支払いを行う日の前日までの日数について、年率 14.6%の割合（1 年を 365 日とする日割計算による）による遅延損害金を支払うものとします。

第 16 条（準拠法および管轄裁判所）

規約等及び関連規則の準拠法は日本法とし、関連規約等に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（運営者の変更）

当社は、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適切と判断する方法で告知することにより、本サービスの運営者たる地位を、当社から第三者に承継させることができるものとします。この場合には会員の個人情報当社から新たな運営者に承継されることについて、会員はあらかじめ承諾するものとします。

2020 年 3 月 1 日制定